

新たな営業許可・届出の対象となります！

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日から新たに「営業許可制度」及び「営業届出制度」が始まります。営業の内容によって許可の切り替え手続きが必要になる場合がありますので、資料をご確認ください。

⚠ このパンフレットは、以下の営業許可を持つ事業者の方を対象に作成しています

- ・ 食品の冷凍又は冷蔵業
- ・ ソース類製造業
- ・ 缶詰又は瓶詰食品製造業

この営業許可は、食品衛生法改正により**営業許可**または**営業届出**の対象になります。

【今後の流れ】

R3(2021)年

6月1日

改正前

改正後



現在の許可

(例：ソース類製造業)

許可申請

許可期限の満了前に手続きが必要

届出

手続きは不要 (例：調味料製造・加工業)

【法改正後 許可申請 になる施設】

1. 今の許可はどうなるの？

- ・ 営業許可証の期限満了まで有効です。

2. 法改正後はどうなるの？

- ・ 営業許可の期限までに手続きが必要です。

3. どんな手続きをすればいいの？

- ・ 許可期限の満了日までに手続きしてください。

【法改正後 届出 になる施設】

1. 今の許可はどうなるの？

許可の期限にかかわらず、令和3年5月31日で現在の許可は満了になります。

2. 法改正後はどうなるの？

営業届出の対象になります。

3. どんな手続きをすればいいの？

令和3年5月31日時点で許可のある施設は、**手続き不要**です。

(令和3年6月1日付けて届出したものとみなします)

● 手続きの方法

食品衛生申請等システムを用いて、パソコンやスマートフォン等のオンライン上で手続きの一部ができます。【資料】別紙「食品衛生申請等システムの利用方法」

※ご自身の施設が法改正後 **許可申請** と **届出** のどちらに該当するかは裏面以降をご参照ください。

POINT 施設基準も改正されます

許可申請の流れ



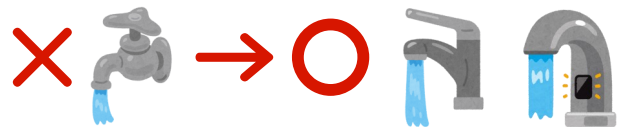
施設基準 変更点のポイント

手洗い設備は手指で触れることなく開閉できる蛇口が必要です！

例：レバー式の蛇口

足踏みペダル式の蛇口

センサー式の蛇口 等



※施設調査までに手洗い設備の確認、変更をお願いします

【既に営業を廃業している場合】

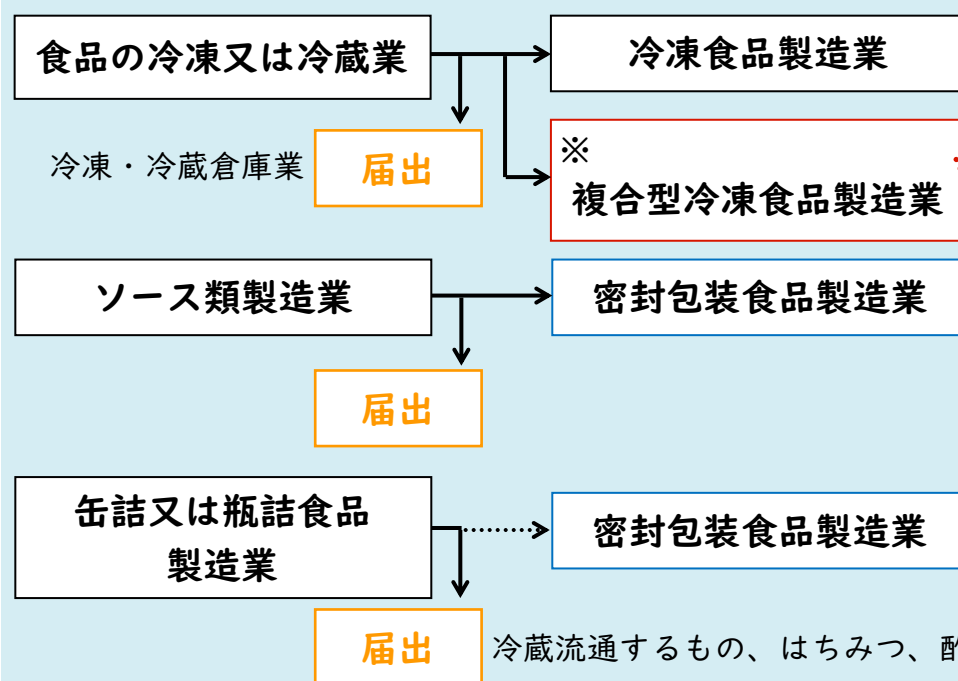
「廃止届」を令和3年5月31日までに保健所に提出してください

※ 廃止届提出の際は、現在の営業許可証を添付してください。

POINT 法改正後に許可や届出に変わる業種をチェック！

現在の許可業種

改正後の許可業種



🍊 Point 🍊

※ HACCPに基づく衛生管理の実施を前提として菓子・麺類・水産製品（魚肉練り製品を除く）の冷凍品の製造、食肉の処理に当たって追加の許可不要

熊本市保健所食品保健課 熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと4階

TEL:096-364-3188 mail:shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp

POINT 法改正後に許可や届出に変わる業種をチェック！

旧許可	製造食品	営業許可/ 届出の種類	営業の詳細
食品の冷凍又は冷蔵業	そうざいの冷凍食品 (冷凍食品の規格基準を満たすもの) 	許可申請 冷凍食品製造業	そうざい製造業に係る食品を製造し、その製造された食品の冷凍品(※)を製造する営業をいい、複合型冷凍食品製造業を除く。 ※規格基準が定められた冷凍品のみに限る。
	そうざいの冷凍食品 (冷凍食品の規格基準を満たすもの) と併せて食肉処理、菓子、水産製品、麺類を製造	許可申請 複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業(※)又は菓子製造業(※)、水産製品製造業(魚肉練り製品を製造する営業を除く。)又は麺類製造業(※)に係る食品(冷凍品に限る。)を製造する営業。 ※HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限る。
	野菜・果実の冷凍食品	許可申請 冷凍食品製造業	規格基準が定められた冷凍品のみに限る。
	既製品の冷凍食品を小分けにし、容器包装に入れた食品	許可申請 食品の小分け業	各種製造業で製造された食品を小分けにして容器包装に入れ、又は容器包装で包む営業。 ※冷凍食品製造業に付随した小分け行為は、冷凍食品製造業の許可のみで可。
	冷凍・冷蔵倉庫業 (倉庫等で直接食品を取り扱い、無店舗により飲食料品を小売りする営業)	届出 通信販売・訪問販売による販売業	無店舗により、飲食料品を小売する営業。 インターネットや通信販売のように、店頭で客が直接食品を購入するための販売設備がなく、倉庫等で事業者が直接食品を取扱う営業。 当該事業者が、伝票のみの取扱いの場合は営業届出は不要。ただし、店舗によるものは「その他の食料・飲料販売業」に分類される。
	冷凍・冷蔵倉庫業 (貯蔵のみの営業)	届出 その他	営業届出業種のうち、旧許可業種であった営業、販売業、製造・加工業に該当しないもの
	冷凍・冷蔵車 	【届出対象外】 貯蔵・運搬業	食品又は添加物の貯蔵のみ(冷凍冷蔵倉庫業を除く)をし、又は運搬のみをする営業

許可申請

は保健所窓口で申請手数料の支払いが必要です

旧許可	製造する食品	保存温度	営業許可/ 届出の種類	営業の詳細
ソース類製造業	・ウスターソース ・果実ソース ・果実ピューレ ・ケチャップ ・マヨネーズ ・焼き肉のたれなど 	常温	許可申請 密封包装食品製造業	・密封包装食品 レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰 その他の容器包装に密封されたもの ・ <u>常温保存するもの</u>
			届出 調味料製造・加工業	①酸性食品（pH4.6以下） ②水分を含まない食品 （水分活性0.94以下） ①②のいずれかで、常温保存でも <u>食中毒のリスクが低いもの</u>
		冷蔵 冷凍	届出 調味料製造・加工業	・冷凍または冷蔵で保存するもの

缶詰又は瓶詰食品製造業	缶詰・瓶詰の ・みりん ・酢 ・ドレッシング ・茶葉 ・ジャム ・甘酒 など 	常温	許可申請 密封包装食品製造業 	・密封包装食品 レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰 その他の容器包装に密封されたもの ・ <u>常温保存するもの</u>
			届出 調味料製造・加工業	①酸性食品（pH4.6以下） ②水分を含まない食品 （水分活性0.94以下） ①②のいずれかで、常温保存でも <u>食中毒のリスクが低いもの</u>
			届出 製茶業	
			届出 農産保存食料品製造・加工業	
			届出 その他の食料品製造・加工業	
		冷蔵 冷凍	届出 調味料製造・加工業	・冷凍または冷蔵で保存するもの 調味料製造・加工業： みりん、酢、ドレッシングなど 製茶業：茶葉など 農産保存食料品製造・加工業： ジャムなど その他の食料品製造・加工業： 甘酒など 
			届出 製茶業	
			届出 農産保存食料品製造・加工業	
			届出 その他の食料品製造・加工業	